



3巡目の高等専門学校機関別認証評価の 内容・方法等について (「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」他)

(高等専門学校機関別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

1



高等専門学校機関別認証評価実施大綱の構成

- I 評価の目的
- II 評価の基本的な方針
- III 評価基準の内容
- IV 評価の実施体制
- V 評価の実施方法
- VI 追評価
- VII 評価のスケジュール
- VIII 評価結果の公表

2



I 評価の目的

- ① 機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の**教育研究活動等の質を保証すること**。
- ② 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する**内部質保証システムの確立・充実を図ること**。（※）
- ③ 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の**教育研究活動等の改善・向上に役立てること**。
- ④ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと**。

※②については、従来から重視してきたが、改めて明記した。

3



II 評価の基本的な方針

1. 高等専門学校評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価
7. 質保証の国際的動向を踏まえた評価

4

基本方針1 高等専門学校評価基準に基づく評価

この評価は、**高等専門学校評価基準に基づき**、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、**基準を満たしているかどうかの判断**を中心とした評価を実施する。

基本方針2 教育活動を中心とした評価

- **教育活動を中心として**高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施する。
- 認証評価とは別に、高等専門学校の**希望に応じて**、「**研究活動の状況**」や「**地域貢献活動等の状況**」についても、多様な活動状況の評価を実施する。

基本方針3 個性の伸長に資する評価

評価の実施に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して**各高等専門学校の「目的」を踏まえて評価を実施**する。このため、基準の設定においては、各高等専門学校の目的を踏まえた評価が行えるよう配慮している。

※ディプロマ・ポリシー等の三つの方針は学校の目的を踏まえて定められ、多くの観点は三つの方針に照らして評価されることから、多くの観点は**間接的に**学校の目的に照らして評価されることになる。

※「目的」：高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等。

基本方針4 自己評価に基づく評価

- この評価は、高等専門学校が行う**自己評価の結果を分析した上で実施**する。このため、機構では、高等専門学校の自己評価担当者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法や自己評価書の作成方法等について十分な説明を行うとともに、研修の機会を設けている。

基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の教育研究活動等を適切・公正に評価するため、高等専門学校の教員等、高等専門学校の教育研究活動に関し高い識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施する。

基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価に当たっては、透明性を確保するため、意見の申立制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表する。また、評価担当者や評価を受けた高等専門学校の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。



基本方針 7 質保証の国際的動向を踏まえた評価

- この評価では、高等教育の質保証の国際的動向を踏まえ、高等専門学校における**教育の内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表**を重視した評価を行う。

※これに関しては、従来から重視してきたが、今回改めて明記した。

11



Ⅲ 高等専門学校評価基準の内容

- (1) 高等専門学校評価基準は、**教育活動を中心**とした教育研究活動等の**総合的な状況**を評価するために、**複数の基準**で構成。
- (2) 基準は、学校教育法、高等専門学校設置基準の**関係法令への適合性**を含めて、**高等専門学校が満たすべき要件**を規定。
- (3) 教育研究活動等の状況を分析するために、基準ごとに「**評価の視点**」を設け、その下にそれに関連した「**観点**」を設定。
- (4) 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（**内部質保証システム**）を「**重点評価項目**」として位置付けて評価。
- (5) 高等専門学校評価基準とは別に、高等専門学校の多様な活動状況を評価するために、**選択的評価事項**として「**研究活動の状況**」及び「**地域貢献活動等の状況**」を設けて、希望する高等専門学校に対して評価を実施。（※選択的評価事項に係る評価のみの申請は出来ない。）

12



評価基準の構成

- 基準 1 教育の内部質保証システム
- 基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等
- 基準 3 学習環境及び学生支援等
- 基準 4 財務基盤及び管理運営
- 基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法
- 基準 6 準学士課程の学生の受入れ
- 基準 7 準学士課程の学習・教育の成果
- 基準 8 専攻科課程の教育活動の状況
- 選択的評価事項A 研究活動の状況
- 選択的評価事項B 地域貢献活動等の状況

13



基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点

【重点評価項目】

- 1－1： 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として**定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）**が整備され、機能していること。
- 1－2： 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下**「三つの方針」**という。）が**学校の目的を踏まえて定められていること。**
DP ⇒ CP ⇒ AP
- 1－3： 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて**適宜見直されていること。**

14



基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2－1： 学校の教育に係る**基本的な組織構成**が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な**運営体制**が適切に整備され、機能していること。
- 2－2： 教育活動を展開するために**必要な教員**が適切に配置されていること。
- 2－3： **全教員の教育研究活動**に対して、**学校による定期的な評価**が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2－4： **教員の教育能力**の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な**教育支援者等**が適切に配置され、**資質の向上**を図るための取組が適切に行われていること。

15



基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

- 3－1： 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した**施設・設備**が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、**I C T環境**が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の**教育研究上必要な資料**が系統的に収集、整理されていること。
- 3－2： 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の**学習支援体制**や学生の生活や経済面並びに就職等に関する**指導・相談・助言等を行う体制**が整備され、機能していること。また、学生の**課外活動に対する支援体制等**が整備され、機能していること。

16



基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

- 4－1： 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの**財務基盤**を有しており、活動の財務上の基礎として適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 4－2： 学校の目的を達成するために必要な**管理運営体制及び事務組織**が整備され、機能していること。また、**外部の資源**を積極的に活用していること。
- 4－3： 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する**情報を広く社会に提供**していること。

17



基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点

- 5－1： 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、**教育課程が体系的に編成**されており、その**内容、水準等**が適切であること。
- 5－2： 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい**授業形態、学習指導法等**が整備されていること。
- 5－3： 準学士課程の**教育課程の編成及び実施に関する方針**（カリキュラム・ポリシー）並びに**卒業の認定に関する方針**（ディプロマ・ポリシー）に基づき、**成績評価・単位認定及び卒業認定**が適切に行われており、有効なものとなっていること。

18



基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

- 6-1: 入学者の選抜が、**入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)**に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、**実入学者数**が、**入学定員**と比較して**適正な数**となっていること。

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

- 7-1: 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、**学習・教育の成果**が認められること。

19



基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1: 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、**教育課程が体系的に編成**され、専攻科課程として**ふさわしい授業形態、学習指導法等**が採用され、**適切な研究指導等**が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、**成績評価・単位認定及び修了認定**が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2: 専攻科課程としての**入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)**に沿って適切に運用されており、**適正な数の入学状況**であること。
- 8-3: 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、**学習・教育・研究の成果**が認められること。

20

Ⅳ 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

- **高等専門学校機関別認証評価委員会**

国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。

- **評価部会**

評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。
対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の
専門家等を配置する。

21

(2) 評価担当者に対する研修

- **機構の評価担当者**が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に評価を進められるように、高等専門学校評価の目的、内容及び評価方法等について理解を深めるための研修を実施する。

(3) 利益相反への適正な対応

- 評価委員会委員及び評価担当者は、自己の関係する高等専門学校に関わる機構における認証評価業務や審議には加わらないこととする。

22



V 評価の実施方法

(1) 評価プロセス

- ①高等専門学校における自己評価（「自己評価実施要項」）
- ②機構における評価（「評価実施手引書」）
- ③高等専門学校による改善状況の報告（「自己評価実施要項」）

23



V 評価の実施方法（続き）

①高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、別に定める「自己評価実施要項」に従って自己評価を実施し、自己評価書を作成。

自己評価においては、「観点」ごとに、設定された自己点検・評価の項目について、根拠資料・データ等をもとに教育研究活動等の状況を分析・評価。

また、複数の観点から構成される「評価の視点」ごとに、観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色について、「特記事項」欄に記述。

さらに、基準ごとに、優れていると自ら判断する取組、または改善が必要であると自ら判断する取組等があれば、「優れた点」または「改善を要する点」として記述。

24

V 評価の実施方法（続き）

②機構における評価

- 1) 自己評価書を踏まえ、評価部会において、「**評価実施手引書**」及び「**訪問調査実施要項**」に基づき、**書面調査**及び**訪問調査**を実施し、評価を実施。

書面調査は、「自己評価書「根拠資料編」」、「別添資料」、「別冊資料」及びその他の入手可能な資料を基に実施。

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項を中心に実施。

- 2) 評価に当たっては、**基準ごとに**、特記事項を含め、**すべての観点**について分析・評価し、**その結果を総合的に勘案**して、基準を満たしているかどうかを**判断**。

25

V 評価の実施方法（続き）

- 3) 基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には「**優れた点**」、基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合には、「**改善を要する点**」として、その旨を指摘。

- 4) **評価委員会**は、基準ごとの判断に基づき、**高等専門学校評価基準を満たしているかどうか**を評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表。

なお、高等専門学校評価基準を満たしていないと判断する場合は、その理由を明示。

26



V 評価の実施方法（続き）

- 5) 4) の評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象校に通知し、その内容等に対する**意見の申立ての機会**を設ける。その意見申立ての状況に応じて、評価委員会や評価部会とは別の構成員による審査会を設けて審議し、その結果を尊重して評価結果を確定。
- 6) 「**重点評価項目**」（基準1の「教育の内部質保証システム」における評価の視点1－1）については、**評価結果を段階別に明示**。
- 「優れて重点評価項目の内容を満たしている」、「重点評価項目の内容を全て満たしている」、「重点評価項目の内容を一部若しくは全て満たしていない」の**3段階**で評価。

27



※「基準」を満たしているかどうかの判断方法

各基準を満たしているか。

⇔ 基準ごとに観点の状況を**総合的に判断**する。



基準1～基準8の**全て**を満たしている。

⇔ 当該高等専門学校は高等専門学校**評価基準**を満たしている。

基準1～基準8の**一つでも**満たしていない。

⇔ 当該高等専門学校は高等専門学校**評価基準**を満たしていない。→「追評価」

28

V 評価の実施方法（続き）

③高等専門学校による改善状況の報告

3巡目においては、**フォローアップ評価の仕組み**を導入し、高等専門学校は、「改善を要する点」として指摘された事項のうち評価委員会が指定する事項について、評価実施の翌年度から、**その対応状況を機構に提出**することが**可能**。

機構は、提出された**対応状況が十分**であると確認した場合は、**評価結果にその旨を追記して公表**。

〈参照：自己評価実施要項P7, 8〉

VI 追評価

- 高等専門学校評価基準を満たしていないと判断された場合には、評価実施年度の**翌々年度までに**、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることが可能。
- 追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先に実施した評価と併せて、高等専門学校評価基準を満たしているものと認め、その旨を追評価結果として公表。

〈参照：自己評価実施要項P9〉



VII 評価のスケジュール (H30年度の予定)

	大学改革支援・学位授与機構	対象高等専門学校
H30. 6	評価担当者研修会	← 自己評価書提出
H30. 7	書面調査	
H30. 9 ～ H30. 11	書面調査による分析状況と訪問調査 時の確認事項 (訪問調査4週間前に送付)	→ 訪問調査 ← 回答 (訪問調査1週間前までに回答)
	訪問調査終了	← 追加資料提出 (訪問調査後1週間以内)
H30. 12	評価結果(原案)作成	
H31.1	評価結果(案)決定・通知	評価結果(案)検討
H31.2	申立て内容に対する審議	意見の申立て
H31.3	評価結果決定・公表	

※ 評価を希望する高等専門学校は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに申請が必要。

「自己評価実施要項」P2を参照

31



VIII 評価結果等の公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表。
- (2) **評価報告書**は、対象高等専門学校ごとに作成し、**印刷物の刊行及びウェブサイト**への掲載等により、広く社会に公表。また、対象高等専門学校及びその設置者に通知。さらに、国際的に発信するため、評価結果の**概要を英文**で公表。
- (3) 評価結果の公表の際には、高等専門学校から提出された**自己評価書**を機構の**ウェブサイト**へ掲載。
- (4) 評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の情報についても可能な限り、適切な方法により公表。

32



XI 選択的評価事項に係る評価について

教育活動と関連する側面からでは十分に把握することが難しい高等専門学校の多様な活動状況を評価するため、「**研究活動の状況**」及び「**地域貢献活動等の状況**」を選択的評価事項として設定し、高等専門学校の求めに応じてその活動等を評価。

ただし、選択的評価事項のみの申請はできないほか、選択的評価事項に係る追評価は非実施。

なお、選択的評価事項に係る評価の実施に関する内容等は認証評価の実施大綱の規定に準じる。



訪問調査について
(「**訪問調査実施要項**」)
※2巡目とほぼ同じ

訪問調査の目的等

- 自己評価書の書面調査では確認できなかった事項等を中心にして対象高等専門学校の状況を調査。
- 対象高等専門学校に書面調査による分析状況の結果を伝え、その状況等に関し、対象高等専門学校との**共通理解を図る**。

訪問調査の内容

1. 学校関係者(責任者)との面談
2. 一般教員、支援スタッフ等との面談
3. 現役学生、卒業(修了)生との面談
4. 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
5. 根拠となる資料・データ等の補完的収集（**試験問題、成績評価資料等の調査を含む**）
6. 学校関係者(責任者)への訪問調査結果の説明及び意見聴取



◇訪問調査実施までの準備等

1. 訪問調査実施日の決定
2. 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備
3. 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応



1. 訪問調査実施日の決定

- 機構事務局から対象高等専門学校に対して **9月下旬～11月下旬頃の予定**について照会。
- 対象高等専門学校の規模や訪問調査における調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象高等専門学校と協議した上で、評価部会が**訪問調査実施日**を決定。
- **7月下旬**までに対象高等専門学校へ通知。

2. 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備

- 評価部会は、訪問調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を決定し、**訪問調査の4週間前までに**機構事務局を通じて対象高等専門学校へ通知。
- 対象高等専門学校は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、面談等の会場、面談対象者の選定など、これらの内容が分かる資料を**訪問調査の1週間前までに**機構事務局へ提出。

39

3. 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

- 評価部会は、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」を**訪問調査の3週間から4週間前までに**対象高等専門学校へ通知。
(評価部会及び機構教職員の参加者名も併せて通知。)
- 対象高等専門学校は、事実誤認等の意見や「訪問調査時の確認事項」に対する詳細かつ具体的な回答を**訪問調査の1週間前までに**機構事務局へ提出。(回答書本編1部、別添資料12部をご提出願います！)

40



高等教育の受入国・提供国の協力等による国境を越えた高等教育の質保証体制の整備

政府による国内で活動する外国の機関・提供者の登録・認可制度の整備

政府による国内外の質保証・適格認定機関との協議

政府や質保証・適格認定機関による国境を越えた高等教育に対応した質保証制度の整備

高等教育機関・提供者による自らの質に対する責任

海外で提供する教育が国内で提供するものと同等の質であることの保証

受入国の質保証・適格認定機関との協議、受入国の制度の尊重

教員の質や教育研究環境への配慮、内部の質管理制度の構築、維持

学生団体による国境を越えて提供される高等教育の質の向上に向けた積極的な関与

質保証制度の多様性を尊重した協調の促進のため、提供国・受入国の質保証・適格認定機関間の協力強化や質保証・適格認定機関による相互理解に基づく協定の締結、国際的な共同プロジェクトへの着手

質保証制度自体の質の向上のため、質保証・適格認定機関による内部の質管理制度の確立や外部評価の導入

出典：文科省WEB：「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（概要）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/001.htm



ご静聴、ありがとうございました。